

OIE科学委員会が示した各申請国のBSEステータス評価案の概要

カナダ

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・2007年7月より、すべてのSRMを動物用飼料等に利用することが禁止されるが、飼料規制導入のための管理と査察の枠組みにおいて、サンプリング及び検査について、注意深く検討すべきであることを助言する。また、2006年の飼料規制条件の管理と査察の状況、サーベイランスのデータについて実績について報告を求める。

ニュージーランド

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・少なくとも8年間、反対の動物に肉骨粉が給与されなかつたと証明できるが、意図的な違反は検出できるが交差汚染が検出できないことから、飼料規制の管理強化を示すべき。

台湾

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・サーベイランスは「管理されたリスクの国」に必要なポイント数に近づいているが、まだ達していない。リスク評価およびリスク低減措置の実施を踏まえ、「管理されたリスクの国」とするが、OIEがポイント数の増加傾向を確認するため、毎年、サーベイランスの詳細を確実に報告する必要がある。

アメリカ

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・感染力を持つ可能性のある原料が動物用飼料として利用され続けるかぎり、交差汚染の可能性が存在することから、動物用飼料からSRMを除去することについて注意深く検討すべきであることを助言する。また、2006年の飼料規制条件の管理と査察の状況、サーベイランスのデータについて報告を求める。

ブラジル

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・サーベイランスは「管理されたリスクの国」に必要なポイント数に近づいているが、まだ達していない。リスク評価およびリスク低減措置の実施を踏まえ、「管理さ

れたリスクの国」とするが、OIEがポイント数の増加傾向を確認するため、毎年、サーベイランスの詳細を確実に報告する必要がある。

シンガポール

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・今後提出される申請書において、シンガポール産肉骨粉の輸入が示される可能性があるが、単にシンガポールで積み替えられただけのものである可能性がある。

スイス

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

特になし

ウルグアイ

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・飼料規制条件の管理と査察の状況、サーベイランスのデータについて報告を求める。

チリ

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・反する獣への肉骨粉の使用が2000年に禁止された点を考慮し、「管理されたリスクの国」とする。飼料規制条件の管理と査察の状況、サーベイランスのデータについて報告を求める。

アルゼンチン

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

- ・飼料規制条件の管理と査察の状況、サーベイランスのデータについて報告を求める。

オーストラリア

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

特になし。

スウェーデン

今回は申請書を却下し、修正版を提出するよう助言する。

2.1. カナダ

カナダから、2006年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。アドホックグループは、カナダからの申請書類が、2006年コードの要件に従って、BSE ^{ステータス}評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていたと認めた。評価中、多くの点について追加情報が要求されたが、アドホックグループは、要求したさらなる詳細なデータの提供について、カナダ代表の協力に感謝を述べるものである。

アドホックグループにより特に注目された点は、以下の議論に要約されている。

a) Section1：リスク評価—Article 2.3.13.2 point 1

アドホックグループは、Article 2.3.13.2 point 1 に明記された基準に従って、確認されている BSE 暴露経路全てを考慮し、しっかりとした、広範囲のリスク評価が行われていると考えた。

- ・ BSE 病原体の侵入に対するリスク評価

2003 年までの米国・カナダ間において、貿易が自由化されていたことを考慮すると、英国及び他の BSE 汚染国より北米に輸入された牛から、最初の BSE がカナダに侵入した可能性がある。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

1997 年に、反芻動物に対する飼料規制が施行されている。提供された情報によると、感染性を減少させるレンダリング基準は、生産されるすべての肉骨粉の 60%に行われているとのことである。アドホックグループは、侵入リスク評価の結論として、1997 年以前に飼料規制がなかったこと、1997 年以降の飼料規制が部分的な実施であったこと、並びに動物用飼料への SRM の使用禁止がないことにより、国内で BSE 病原体の循環及び増幅のリスクが生じると考えた。

b) Appendix 3.8.4. に従ったサーベイランス

アドホックグループは、実施されたサーベイランスが、2006年コード上の BSE サーベイランスに関する Appendix 3.8.4. の Article 3.8.4.3. に規定された A 型サーベイランスの最低要件を満たすということを認めた。

c) その他の要件—Article 2.3.13.2 points 2-4

- ・周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2006年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSEを届出伝染病としており、届出及び調査義務の仕組みが、2006年コードの要件を満たすと認めた。

- ・調査研究

アドホックグループは、調査研究手順が、2006年コードの最低要件を満たすと認めた。

- ・飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制の適切な実施についての管理は、特に反芻動物由来製品を製造する、レンダリング施設及び飼料工場の目視検査に絞られていることに注目した。2003年の1例目発生以降、飼料検査プログラムのための予算が追加されている。2005年の夏からは、飼料工場検査頻度の増加に対応するため、検査要員が追加で雇用されている。禁止原料を扱う施設、特に、反芻動物の飼料も製造する施設に対する検査は年1回から4回まで増やすことが計画されている。

それぞれの検査には、当該工場が禁止原料と非禁止原料の両方を扱っているか、反芻動物用の飼料を製造しているか否か、あるいは非禁止原料だけを扱っているかに応じて、多くの飼料規制に関する作業についての厳格な現場評価が含まれている。管理と査察の結果の詳細が、提供されている。

d) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守—Article 2.3.13.4

e) 結論

- ・推奨されるステータス

リスク評価の結果及びその他の要件について提供された情報を考慮して、アドホックグループは、カナダは「管理されたBSEリスク」として、2006年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

- ・申請国に対する科学委員会としてのコメント

一 ステータス

カナダのレンダリングのやり方が限られた感染性の減少能力しかないこと、反芻動物から反芻動物への飼料規制、飼料規制の管理と査察の枠組みにおいて、サンプリング及び検査が行われていないことを考慮すると、詳細に記述されている飼料規制の適切な実施が、国の「管理された BSE リスク」ステータスを維持する上で鍵となる因子である。

一 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

カナダ代表は、2006 年の飼料規制条件の管理及び査察の状況並びにサーベイランス実施に関するデータを提供するために招聘される。

飼料規制の遵守率には一定の改善が見られたものの、まだ改善の余地がある。検査頻度の増加により、遵守水準はさらに上昇する可能性があるが、感染力を持つ可能性がある原料がレンダリングされ、動物の飼料として利用され続ける限り、交差汚染の可能性は存在する。

動物用飼料の供給行程から SRM を除去することによって、そのような事態を防止することができる。2007 年 7 月より、すべての SRM を動物用飼料、ペットフード、肥料に利用することが禁止される。カナダは、飼料規制導入のための管理と査察の枠組みにおいて、サンプリング及び検査について注意深く検討すべきであることを助言する。

一 提出された申請書に関する具体的なコメント

提出された申請書は質問事項に従って作られており、情報は 2006 年のコードに従い、認定のための条件を満たしていることについて評価するのに十分なものであった。

2.2. ニュージーランド

ニュージーランドから、2006 年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。アドホックグループは、ニュージーランドからの申請書類が、2006 年コードの要件に従って、BSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていたと述べた。評価中、多くの点について追加情報が要求されたが、アドホックグループは、要求したさらなる詳細なデータの提出についてニュージーランド代表の協力に感謝を述べるものである。

アドホックグループにより特に注目された点は、以下の議論に要約されている。

- a) Section 1 : リスク評価—Article 2.3.13.2 point 1

申請書の検討の結果、提示されたサーベイランスポイントの傾向は、Appendix 3.8.4. に規定されたサーベイランス基準を、台湾の成牛の頭数に対して適用して得られる「管理された BSE リスク」として指定されるために必要なポイント数に近づいているということが示されている。台湾の「管理された BSE リスク」としての認定は、正式に要求されたサーベイランスポイントにまだ達していないが、リスク評価及びリスク低減措置が実施されていることを踏まえ、この傾向を考慮して行われたものである。OIE がこの増加傾向の継続を確認するため、年次報告に、BSE ステータス承認についての質問書の Section 3 の中の Table 3.6 の様式で、毎年のサーベイランスの詳細を確実に含める必要がある。

一 提出された申請書に関する具体的なコメント

提出された申請書は質問事項に従って作られており、情報は 2006 年のコードに従い、認定のための条件を満たしていることについて評価するのに十分なものであった。

2.4. 米国

米国から、2006 年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。アドホックグループは、アメリカからの申請書が、2006 年コードの要件に従って、BSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていたと認めた。評価中、多くの点について追加情報が要求されたが、アドホックグループは、要求したさらなる詳細なデータの提供について、米国代表の協力に感謝を述べるものである。

アドホックグループにより特に注目された点は、以下の議論に要約されている。

a) Section1：リスク評価—Article 2.3.13.2 point 1

アドホックグループは、Article 2.3.13.2 point 1 に明記された基準に従って、確認されている BSE 暴露経路全てを考慮し、しっかりとした、広範囲のリスク評価が行われていると考えた。

・ BSE 病原体の侵入に対するリスク評価

BSE 汚染国からの製品輸入禁止措置は絶対的なものではない。2003 年までの米国・カナダ間において、貿易が自由化されていたことを考慮すると、英国及び他の BSE 汚染国より北米に輸入された牛から、最初に BSE が侵入した可能性がある。

・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

米国は1997年以来、肉骨粉（家きん由来、および純粋な豚又は馬由來の肉骨粉を除く）を反芻動物用飼料に使用することを禁止している。アドホックグループは、侵入リスク評価の結論として、1997年以前に飼料規制がなかったこと、1997年以降の飼料規制が部分的な実施であったこと（交差汚染の可能性、飼料規制の実施を管理するための限られたサンプル数）、並びに動物用飼料へのSRMの使用が禁止されていないことにより、国内でBSE病原体の循環及び増幅のリスクが生じると考えた。

b) Appendix 3.8.4. に従ったサーベイランス

アドホックグループは、実施されたサーベイランスが、2006年コード上のBSEサーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA型サーベイランスの最低要件を満たすということを認めた。

c) その他の要件—Article 2.3.13.2 points 2-4

- ・周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2006年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1986年以降、関連法規に基づいてBSEを届出伝染病としており、届出及び調査義務の仕組みが、2006年コードの要件を満たすと認めた。

- ・調査研究

アドホックグループは、調査研究手順が、2006年コードの最低要件を満たすと認めた。

- ・飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制の適切な実施についての管理は主に、反芻動物由來製品を製造する。レンダリング施設及び飼料工場への目視検査と飼料検査プログラムに絞られていることに注目した。国内で生産される製品に対する飼料検査プログラムは、2004年まで実施されていなかった。管理及び査察の結果については詳細に提供された。

d) 「管理されたリスク」ステータスのための条件の遵守—Article 2.3.13.4

e) 結論

- 推奨されるステータス

リスク評価の結果及びその他の要件について提供された情報を考慮して、アドホックグループは、米国は「管理された BSE リスク」として、2006 年コードの BSE の章に従つた承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

- 申請国に対する科学委員会としてのコメント

- ステータス

反芻動物から反芻動物への飼料規制、交差汚染の可能性、動物用飼料への SRM の使用、並びに 2004 年以降行われた飼料規制に関する管理及び査察の枠組みの中で実施された限定的なサンプリング及び検査を考慮すると、詳細に記録された飼料規制の適切な実施が、「管理された BSE リスク」ステータスを維持する上で鍵となる因子である。

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

米国代表は、2006 年の飼料規制条件の管理及び査察の状況並びにサーベイランス実施に関するデータを提供するために招聘される。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

飼料規制の遵守率には一定の改善が見られたものの、まだ改善の余地がある。検査頻度の増加により、遵守水準はさらに上昇する可能性があるが、感染力を持つ可能性がある原料がレンダリングされ、動物用飼料の供給行程で利用され続ける限り、交差汚染の可能性は存在する。動物用飼料の供給行程から SRM を除去することによって、そのような事態を防止することができる。

米国には、動物用飼料から SRM を除去することについて注意深く検討すべきであることを助言する。

2.5. ブラジル

ブラジルから、2006 年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。アドホックグループは、ブラジルからの申請書類は、2006 年コードの要件に従って、BSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていなかったと述べた。しかしながら、ガイドラインで求められた情報のほとんどが、申請者及び多くの点について求められた追加情報として提供された。アドホックグループは、要求したさらなる詳細なデータの提供について、ブラジル代表の協力に感謝を述べるものである。

OIE 科学委員会が示した各申請国の BSE ステータス評価案の概要

1. オーストリア

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

B 型サーベイランスへ移行する前に、A 型サーベイランスのターゲットの充足の証拠を継続して提出することを求める。

2. ベルギー

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

OIE への年次更新の報告を求める。また、分かり難い文章だったので、OIE が示す質問票様式に即すことを求める。

3. キプロス

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

提出された申請書は分かり易い文章であったが、セクションに則して十分に記載されていない重要事項がある。

4. チェコ共和国

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

BSE サーベイランスプログラムが正確に牛群を反映して実施されていることを示せるように、サーベイランスストリーム毎の検査動物の区分（特に、「通常と殺」「切迫と殺」「死亡牛」の比率に関して）を見直すよう求める。「切迫と殺」と「死亡牛」の比率が、致死率に関する国際的知見や欧州のサーベイランスからの知見と明確な違いがある。

5. デンマーク

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

特になし

6. エストニア

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

今後 OIE へ年次更新を報告するに当たり、OIE への様式に即した文書の提供を求める。

7. フィンランド

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

Appendix3. 8. 4. に規定されたサーベイランス要件に対する遵守を評価するために、
今後、当該年次の前年のサーベイランスデータの報告を求める。

8. フランス

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

質問書に沿った申請書であり、すべての情報が入手可能である。

9. ドイツ

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

適正なサーベイランスストリームに対し、厳正なサーベイランスポイントが割り当てられていることを確認する必要性があり、様式に沿った年次更新を求める。臨床的に疑わしいストリームの割合が明らかに増加しているが、この件に関係なく、A 型サーベイランスポイントの要件の点数は超えている。

10. ギリシャ

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
飼料規制の管理法及び査察、サーベイランス活動（特に臨床的に疑われる症例）及びサーベイランス表に関するより具体的なデータについて、Appendix3. 8. 4. に即した形で提供するよう求める。

11. ハンガリー

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
できれば12月中旬までに2006年及び2007年に行われたサーベイランスの結果の報告を求める。

12. アイスランド

- (1) ステータス
無視できるリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
Appendix3. 8. 4. の規定に従った4つのうち少なくとも3つのサーベイランスストリームからのサンプリングが必要であり、また、サーベイランスストリーム毎の割合について見直しと報告を求める。データ中に切迫と殺及び死亡牛がなく、これらを健康牛と誤区分している疑いがある。12月中旬までに2007年のサーベイランス結果の報告を求める。

13. アイルランド

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
申請書は質問票に完全に即したもので、情報入手は容易である。

14. イタリア

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
表1. 5. 4. 及び1. 5. 5. の様式の飼料管理統計の提示がなく、遺憾である。

15. ラトビア

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
特になし

16. リトアニア

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
臨床的に疑われるストリームの割合の正確性について、見直しを求める。不十分な部分はあるが、申請書は概して非常に分かり易い文書である。

17. ルクセンブルク

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
特になし

18. マルタ

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
受動的サーベイランスの被検数の増加と、被検動物の月齢記録を蓄積して、サーベイランスのアドバンテージを獲得することを提案する。12月中旬までに 2007 年のサーベイランス結果の報告を求める。

19. オランダ

- (1) ステータス
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント
特になし

20. ノルウェー

- (1) ステータス
無視できるリスク

- (2) 科学委員会から各国へのコメント
質問票に完全に即した透明性の高い申請である。

2 1. ポーランド

- (1) ステータス
管理されたリスク
(2) 科学委員会から各国へのコメント
特になし

2 2. ポルトガル

- (1) ステータス
管理されたリスク
(2) 科学委員会から各国へのコメント
自治州であるアゾレス諸島及びマデイラ諸島に関して、必要なより多くの情報と当地域の貿易活動についての情報の提供を求める。

2 3. スロバキア共和国

- (1) ステータス
管理されたリスク
(2) 科学委員会から各国へのコメント
今後起これ得る BSE 症例に関して、出生日についての情報を継続的に提供することを求める。

2 4. スロベニア

- (1) ステータス
管理されたリスク
(2) 科学委員会から各国へのコメント
特になし

2 5. スペイン

- (1) ステータス
管理されたリスク
(2) 科学委員会から各国へのコメント
特になし

26. スウェーデン

(1) ステータス

無視できるリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

申請書は様式に沿った非常に分かり易い文書で、十分な情報が含まれている。

27. 英国

(1) ステータス

管理されたリスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

コンパートメンタリゼーションの為、出生コホート毎の評価ができる詳細なサーベイランス情報を、継続的に提供することを求める。2006年にEUに報告した条項は、透明性の高い文書で質問票の様式に即している。

他 2 力国

要件を満たさないため（A型サーベイランスの基準を満たさないため）差し戻された。

8. フランス

フランスから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。フランスからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

フランスは、BSEの予防、検出、管理を見越した法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価-Article 2.3.13.2 point 1

・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

輸出元と適用される貿易条件を考慮すると、1999 年以降 BSE 病原体が侵入したリスクは低いと考えられる。

アドホックグループは、評価の結果、1999 年以前に BSE 汚染国からの輸入製品によってフランスに BSE 病原体が侵入するリスクが存在すると考えた。

・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

1990 年から MBM の反芻動物への給与は法律で禁止されており、この禁止令は長年にわたって修正されてきている。1998 年から EU 規定に従って処理基準が実施され、飼料用のすべての動物性蛋白に適用された。SRM の除去に関する国内規制のために、1996 年から SRM の輸入は禁止されている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイラスに関するAppendix 3.8.4. のArticle 3.8.4.3. に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

c) その他の要件—Article 2.3.13.2 points 2-5

・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1990 年から受動的サーベイランスプログラムが実施されている。1998 年から 2000 年まで、牛の頭数が多い地域向けにサンプルサイズに基づく積極的サーベイランスが導入された。2001 年から EU の規定に同調してこのサーベイランスは強化された。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の手順が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、目的の飼料規制を実行するための適正な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

d) 国内の BSE の歴史

BSE 感染が報告された最も若い牛は、2001 年 1 月生まれであった。

e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、フランスは「管理されたBSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 每年の報告及び特別に必要とされる事項
なし
- 提出された申請書に関する具体的なコメント
なし

申請書は書式を厳密に守られており、すべての情報が得られた。

9. ドイツ

ドイツから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。ドイツからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

ドイツは、BSEの予防、検出、管理を見越した法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価—Article 2.3.13.2 point 1

・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってドイツに BSE 病原体が侵入するリスクが存在すると考えた。

・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイラントに関するAppendix 3.8.4. のArticle 3.8.4.3. に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

c) その他の要件—Article 2.3.13.2 points 2-5

出すべきである。

19. オランダ

オランダから、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。オランダからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSEステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

オランダは、特に法律の配分及びBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価—Article 2.3.13.2 point 1

・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM の輸入は行われていたが、2000 年以降かなり減少した。輸入は主にドイツ、ベルギー、アイルランド、フランス、オーストラリア、ニュージーランドからであった。2,918,000 頭の反すう動物が、子牛肉生産用（6~12 か月齢でと畜）として 1999 年から 2005 年までの間に主に EU 諸国から輸入されており、246,940 頭がと畜場直行牛として輸入された。

由来及び適用されていた輸入状況を考慮すると、1999 年以降 BSE 病原体が侵入するリスクは低いと考えられる。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品によってオランダに BSE 病原体が侵入したリスクが存在するとみなした。

・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

EU 規定に基づくレンダリング基準（4 つのパラメーター）が 1990 年代初頭から実施されており、法律は 1997 年に整備された。反芻動物—反芻動物の飼料規制は 1989 年から実施されており、1994 年には乳類—反芻動物の規制に拡大された。2001 年 1 月 1 日から、すべての家畜に対して飼料規制が実施されている。1997 年から SRM は食用・飼料用から除去されている。このリストは、2000 年以降 EU 規則と完全に同調して発展した。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイラ

ンスに関する Appendix 3.8.4 の Article 3.8.4.3. に規定された A 型サーベイランスの最低要件を満たすことを認めた。

c) その他の要件—Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990 年以降、関連法規に基づいて BSE が届出伝染病とされることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・BSE モニタリングとサーベイランスシステム

1990 年から 2000 年の間、検査は臨床症状を示す牛に限って実施されていた。この受動的サーベイランス方法は 2001 年 1 月に能動的サーベイランスに強化され、EU 規則及びコードの要点と完全に一致した。

- ・検査

アドホックグループは、検査の制度が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていることを指摘した。

d) 国内の BSE の歴史

BSE 感染が報告された最も若い牛は 2001 年 2 月生まれであった。

e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守—Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、オランダは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

20. ノルウェー

ノルウェーから、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。ノルウェーからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

ノルウェーは、特に法律の配分及びBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価—Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品を介してノルウェーに BSE 病原体が侵入したリスクは無視できるとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。